失語症者向け意思疎通支援事業　FAQ

Ⅰ．概念 2

１．法・制度 2

Ⅱ．準備 4

１．行政との交渉・事業主体 4

２．広報 5

３．体制整備 5

Ⅲ．実施：共通（養成・派遣） 6

１．保険 6

２．支援者 6

Ⅳ．実施：養成 7

１．運営：準備 7

２．講習内容 7

３．受講生 9

Ⅴ．実施：派遣 10

１．運営：準備 10

２．運営：個人情報保護 11

３．運営：コーディネート・マッチング 11

４．運営：交通手段 12

５．派遣内容 12

６．運営：サロン 12

Ⅰ．概念

１．法・制度

Q．失語症者向け意思疎通支援事業の基になっているものは何ですか。

A．2013（平成 25）年に施行された障害者総合支援法が基本です。この見直しで失語症のある人の意思疎通支援が地域生活支援事業の中に位置づけられました。

<R4 研修>【エクセル No.1】

Q．「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」とは何ですか。

A．この法律は 2019（令和元）年 12 月に国民の健康寿命の延伸を図り、医療・介護の負担を軽減する目的で施行されました。失語症等の脳卒中の後遺症のある者が適切な診断及び治療を受けること、またその社会参加の機会が確保されることが重要と記載されており、「失語症」という言葉が法律に明示されています。

【エクセル No.2】

Q．障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）とは何ですか。

A．2022（令和４）年 5 月に制定された障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律です。障害者の活動参加促進のために、障害者による取得利用・意思疎通が重要です。地方公共団体は障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、実施する責務があると明記されています。

<R4 研修>【エクセル No.3】

Q．「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正されましたが、何が変わりましたか。

A．2023（令和 5）年 5 月に改正されました。自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等として、意思決定支援の促進が位置付けられています。これにより自治体も対象者数の把握などを行う義務があることが明示されました。

<R4 研修>【エクセル No.4】

Q．従来の会話パートナーと、今養成されている意思疎通支援者の違いは、どのようなところなのでしょうか。

A．意思疎通支援者は国が決めた一定の基準で養成され、自治体が行う派遣事業の支援者となります。会話パートナーは明確な養成基準はなく、派遣事業での支援者には該当しません。

<R1 研修>【エクセル No.5】

Q．この制度を利用できる失語症者の範囲はどのように決められていますか。

A．①障害者総合支援法第４条第１項において、支援の対象者である障害者について規定しており、そのうち身体障害者については「身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者」となっています。

②身体障害者福祉法第４条においては、「身体障害者とは、(略)身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。」となっていることから、障害者総合支援法に基づき実施される障害福祉サービス等の対象者は、原則として、身体障害者手帳の交付を受けた者となります。

③一方で、障害者総合支援法第 77 条および第 78 条で規定されている地域生活支援事業は、「地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を実施することが可能」と整理されています。

④よって、地域生活支援事業のメニューの一つである意思疎通支援事業は、実施主体である市町村等において「手帳の有無や医師の診断、障害の状態等をもとに、支援の必要性を判断」し、事業を実施することが可能です。

<R4 研修>【エクセル No.6】

Ⅱ．準備

１．行政との交渉・事業主体

Q．派遣事業を開始している自治体の実施要綱を閲覧できますか。
A．各地域の実施要綱を協会ＨＰに公開しています。
https://members.japanslht.or.jp/member/notifications/view/1951

<R3 研修>【エクセル No.7】

Q．派遣事業については、県が事業の費用を出して、士会が委託されているという認識でよいでしょうか。
A．派遣事業は実施主体の自治体と士会との契約に基づいて委託されています。費用は実施主体が出しています。

< R3 研修><R5 集い>【エクセル No.8】

Q．行政の方々はどのような業務をしているのでしょうか。県はお金を支払うだけなのでしょうか。
A．①派遣事業は本来、市町村が実施主体となる事業ですが、まだ支援者が少ないという現状から県がまとめて実施しています。
②実施主体の関わり方は地域によって異なります。士会に事業内容を任せるところもありますし、士会はほとんど関与しないところもあります。
③実施主体からの委託費は一旦、障害のある方々の社会参加を促進する団体を経由して各事業に配分され、事業報告もそこに提出している、という地域もあります。

<R3 研修><R5 集い>【エクセル No.9】

Q．派遣事業の実施に関して、県が先行して行うべきでしょうか、あるいは市町村が先行して行うべきでしょうか。順序についてはどう考えるべきでしょうか。
A．①地域ごとに状況はまちまちであることから、各自治体において主体的に考えていただくことが望ましいと思います。
②小規模の市町村では単独での実施が困難な場合もありますので、都道府県がまとめて全体を把握するというのがよいかもしれません。

<R3 研修>【エクセル No.10】

Q．養成事業は開始されましたが、派遣事業は未実施です。行政との交渉について教えてください。
A．派遣の実施前にニーズ調査、失語症者の実数を求められることがありますが、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改定され（2023 年 5 月）、自治体も対象者数の把握などを行う義務があることが明示されました。以下の協会 HP もご参照ください。
https://members.japanslht.or.jp/member/notifications/view/2097

<H30 研修><R3 集い>【エクセル No.11】

２．広報

Q．失語症のある方の困りごとについて、また本事業についての啓発活動をどのように行っていますか。

A．地域によります。

①実施主体である自治体との話し合いが必要です。

②失語症のある方々が関わる可能性が高いところとして警察や公共交通機関へのアプローチを行っています。

③ヘルプマークを自治体が作成し、市民への周知をはかっています。

④動画を士会で作成して、自治体の職員などに研修を行っています。

<R3 研修><R3 集い><R5 集い>【エクセル No.12】

３．体制整備

Q．士会の中で本事業の協力者を集めるためにどのようなことをしていますか。

A．①総会時、HP、情報誌などでは繰り返し協力要請をしています。

②個別のつながりを活用して協力要請をしています。

【エクセル No.13】

Ⅲ．実施：共通（養成・派遣）

１．保険

Q．養成事業、派遣事業において使われている保険はどのようなものでしょうか。

A．支援者養成研修においても派遣事業においても、どの地域でも保険加入をしているものと推測されます。全国社会福祉協議会のボランティア行事用保険（下記 URL 参照）を利用している地域が多いようです。
https://www.fukushihoken.co.jp/fukushi/files/council/pdf/2018/volunteer_events_pamphlet.pdf

<R1 研修><R4 集い>【エクセル No.14】

２．支援者

Q．支援者として登録された者であることを証明する書類はありますか。

A．2013（平成 25）年に国が策定した意思疎通支援事業のモデル要綱においては、各実施主体ごとに登録証を作成することを例示しています。携帯できる登録証を作成しているところもあります（https://members.japanslht.or.jp/member/notifications/view/1951）。自治体と士会とでご相談ください。

<R3 研修>【エクセル No.15】

Q．ある自治体で支援者として登録された者が他地域へ転居をした場合、その地域で支援者として活動できますか。

A．都道府県ごとの判断によるものと考えられます。

<R2 研修><R4 集い>【エクセル No.16】

Ⅳ．実施：養成

１．運営：準備

Q．受講生を集めるための広報はどのようにしていますか。

A．地域によります。

①自治体の広報誌・HP・チラシを活用しています。

②地域のメディアを使っています。

③市民を対象とした講演会など、啓発活動を行います。など

<R2 研修>【エクセル No.17】

Q．養成講習の講師の数はどのようになっているでしょうか。

A．①各々の講義は講師１名で対応可能と考えられますが、ロールプレイを講義に含めると補助スタッフが必要になるかもしれません。この辺りは実施主体とのやり取りが必要になると思われます。

②実習の場合には補助スタッフはさらに必要になりますし、当事者の協力が必要であることはいうまでもありません。

<R1 研修>【エクセル No.18】

Q．支援者養成講習会をオンラインで実施した場合、出席者の参加状況の管理（途中離席の確認など）をどのように行っているでしょうか。

A．時間管理、最後にテストを設ける、途中でキーワードを伝え、講義後に受講者にメール記載をさせるなどの方法はあると思われますが、現時点では実施数が少ないので、協会では把握していません。

<R2 研修>【エクセル No.19】

２．講習内容

Q．講義部分（全て又は一部）を録画した動画視聴を受講扱いとしている都道府県はありますか。その際、どのように受講確認を行っていますか。

A．前提として、失語症者向け意思疎通支援事業における支援者養成において、養成研修を動画視聴で行うことは想定しておりません。そのため、これまでに講義を録画し、動画を視聴している都道府県について確認を行っておりません。確認方法についても同様です。一方では支援者の養成は、都道府県が行う事業として、都道府県の判断で実施される場合もあると思います。

<R7 問合せ>【エクセル No.20】

Q．受講生の理解の程度や当事者への対応の習熟度等についてはどのように考えていますか。

A．これは養成講習を実施している士会によって対応が異なります。習熟度の確認については、確認はしていないところもあれば、受講前後で失語症並びに失語症者への対応に関する質問を行っている、アンケートで到達度については把握している、あるいは試験の実施をしているところもあり、さまざまです。

<R2 研修><R3 集い>【エクセル No.21】

Q．コロナ禍もあり、支援者となったものの派遣事業が行われないことがあり、修得した知識や技能をどのように維持すればよいでしょうか。

A．地域によってさまざまな対応をされています。

①フォローアップ講習会を開催し、技術と意欲の維持を図る。内容としては選択科目の一部科目の実施、支援者同士の交流、派遣の実例についての学習、などを入れています。

②演習や実習にチューターが入り、チェックやフィードバックの時間を取ってコメントします。

③スキルアップ講座などの講習を実施しています。

<R3 集い>【エクセル No.22】

Q．単年度内にすべて履修とのことですが数時間足りないという場合も無効になりますか。

A．①支援者養成研修は年度内で終了することが原則ですが、実施主体の自治体によっては年度をまたぐ例があるようです。

②例外については都道府県が判断している場合があります。

③必須の 40 時間履修は守っていただく必要があります。

<H30 研修>【エクセル No.23】

Q．「失語症と合併しやすい障害について」の講義では、失語症者が誤嚥した場合の対処法について述べられていますが、かなりリスクが高いのではないかと感じます。

A．そういうことが起こりうるということを理解していただくために入れております。対処法はその時の状況により異なりますが、支援者に実際にこれらの対処をしていただくことまでは想定していません。最も大事なことは支援者が一人で対応するのではなく、協力者（助け）を呼んで対応するということです。

<R2 研修>【エクセル No.24】

Q．これまで支援者養成を行ったなかで、受講者の方々に理解して頂くことが難しかった項目などがあればご教授ください。

A．①うやむやにしない、多角的に類推する、の項目が難しいと回答する傾向があります。

②書きながら話す場合、書くことに集中しすぎてしまうなど、理解面を補うことを軽視しがちになります。

③人生経験豊富な方の場合、行動を修正しにくい、我流で進めてしまう、という傾向があります。

<R2 研修>【エクセル No.25】

３．受講生

Q．言語聴覚士は支援者になることができますか。

A．①言語聴覚士失語症者向け意思疎通支援者と言語聴覚士は別資格であるため、支援者になるためには養成研修を修了する必要があります。

②支援者指導者養成研修修了者で、講習会の講師の場合、担当していない科目はすべて履修する必要があります。

③都道府県の判断で言語聴覚士が支援者として登録されたケースはありますが、①②を原則とすることに変わりありません。

<H30 研修><R１研修><③R6 研修>【エクセル No.26】

Q．受講生には特徴がありますか。

A．士会によって異なっています。

①言語聴覚士を目指す学生が受講しても問題ないとしています。

②若年層は少ない傾向があります。

③県の HP や市町村の広報誌などで募集をしていますが、これらを見ている年代ということで 50 歳代から 60 歳代が多い傾向があります。

<R1 研修><R3 集い>【エクセル No.27】

Ⅴ．実施：派遣

１．運営：準備

Q．派遣を利用する利用者の負担はありますか。
A．利用者負担の有無については事業実施主体の判断によるところとされていますが、国としては利用者負担は原則無料であることが望ましいと考えております。

<R3 研修>【エクセル No.28】

Q．利用者は依頼をどこにするのでしょうか。
A．これも地域によって異なります。士会に依頼してもらう地域もあれば、実施主体に窓口がある場合もあります。

<R3 研修><R5 集い>【エクセル No.29】

Q．支援者に支払われる謝金の金額についてはどのようになっているでしょうか。
A．実施主体によりますが、他の意思疎通支援者に準じているところも多いです。協会では個別の事例については把握していませんが、マイページの失語症者向け意思疎通支援事業関連記事をご参照ください。
https://members.japanslht.or.jp/member/notifications/view/2111

<R3 研修>【エクセル No.30】

Q．派遣実施時における緊急事態への対応についてどのようにしているのでしょうか。
A．派遣事業を実施をしている地域では連絡網やマニュアルの作成をしています。緊急時の対応についてはやむを得ず派遣時間や帰宅経路等が変更になる場合を想定して対応している自治体もあるようです。

<R3 集い><R6 研修>【エクセル No.31】

Q．団体派遣が行われている場合、申請者はどのような方になるのでしょうか。
A．現状では、団体の代表者が申請をしています。

<R4 集い>【エクセル No.32】

Q．派遣の範囲についてはどのように考えればよいでしょうか。
A．①基本的人権に関わる支援（警察関連や遺言関連）や医療機関受診などは派遣の実施主体である自治体と相談をしてください。
②原則として支援できる範囲については実施主体である自治体の意向を確認してください。

<R2 研修><R3 研修><R3 集い><R4 研修>【エクセル No.33】

Q．派遣として応じられない支援内容についてはどのように考えればよいでしょうか。
A．①宗教団体による会員等を対象とした宗教活動は対象外にしています。
②選挙については利用者の自宅から投票所までの同行支援はできますが、代理投票はできません。

【エクセル No.34】

２．運営：個人情報保護

Q．利用者の個人情報保護の誓約についてどのようにしていますか。

A．①派遣を通して知りえた情報の守秘義務に関する内容などが含まれる、個人情報保護法の誓約書（手話通訳等で使用しているものなどを参考）を作成し、書面で残します。

②派遣事業だけでなく、養成事業においても実習前に受講生も誓約書を書くようにしています。

<R2 研修><R3 集い>【エクセル No.35】

Q．利用者の個人情報（利用者の言語機能、意思疎通の方法、必要な支援内容など）を支援者にどのように伝えていますか。

A．①支援者には書面で伝え、報告書提出時に返却してもらうようにしています。

②原則は実施主体の自治体の決定によります。

<R3 集い>【エクセル No.36】

Q．利用者に関わる個人情報について守秘義務違反が起きた場合にはどのような対応が行われますか。

A．派遣元の個人情報保護条例、もしくは民法（損害賠償）に基づいての対処になると思われます。

<R2 研修>【エクセル No.37】

３．運営：コーディネート・マッチング

Q．派遣に関するコーディネートをどのようにしているのでしょうか。

A．地域により異なります。

①実施主体である自治体が職員で対応するところもあれば士会に委託しているところもあります。

②コーディネーター業務の内容については以下をご参照ください。

https://members.japanslht.or.jp/member/notifications/view/2096

<R3 集い><R3 研修><R4 集い>【エクセル No.38】

Q．利用者と支援者とのマッチングについてどのようにしているのでしょうか。

A．地域により異なります。

①サロンで顔合わせをする。

②コーディネーターが利用申請者と事前面談をする。などがあります。

<H30 研修><R4 集い>【エクセル No.39】

Q．OJT で同行する指導者やコーディネーターに報酬は支払われていますか。

A．OJT 業務をコーディネーター業務の一環として位置づけており、指導者に報酬が支払われている自治体があります。

<R６集い>【エクセル No.40】

４．運営：交通手段

Q．派遣事業において福祉タクシーの利用は可能でしょうか。

A．「福祉タクシーの利用」は地域性の強い案件でもあり、最終的には自治体の判断となります。「旅費」は地域生活支援事業の対象経費なので、「経費（旅費）にタクシー利用を含めてよいか」という形で自治体に相談してはどうでしょうか。地域によって、福祉タクシー券のような制度の有無や、利用者・支援者・サロンの位置関係など色々なパターンがあると思われるので、それらも踏まえ検討いただきたいと思います。予算の増額が難しい場合は、「予算の枠内で対応」という整理や以下の利用条件の提案などもあり得ます。

①月１回の利用（往復）を限度とする

②利用は市内に限る

③１割は利用者負担とする

<R5 集い>【エクセル No.41】

Q．派遣を行う際の移動手段についてどうしていますか。

A．地域によって異なります。

①支援者と利用者は現地集合としています。

②公共交通機関の利用が難しいところでは、支援者が利用者の送迎を自家用車でしています。

③車の移動にも適用できる保険の導入を検討している。

<R2 研修><R3 集い>【エクセル No.42】

５．派遣内容

Q．同行派遣の派遣先に買い物とある場合、具体的にどういうものでしょうか。

A．例えば晩御飯の食材選びなど、一般的な生活に則した買い物はその実施主体の取り決めでは問題なしです。

<R4 集い>【エクセル No.43】

６．運営：サロン

Q．サロンの開催と運営について他の士会の状況を教えてください。

A．十分な把握はしていませんが、一般的には実施主体の自治体が開催するところがほとんどと思います。委託を受けて士会が運営しているところもあります。なお、その場合には、報酬支払や書類の作成など運営に関与する言語聴覚士が複数名必要となるようです。

<R2 研修><R4 集い><R6 集い>【エクセル No.44】